

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室
「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について(案)」
パブリックコメント担当 御中

「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について (案)」

[氏名]	在日米国商工会議所 知的財産委員会 (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 伊地知徳子
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階
[電話番号]	(03)3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	nijichi@accj.or.jp
[意見]	<p>在日米国商工業会議所知的財産委員会（以下「ACCJ」）は、経済産業省技術情報の保護等の在り方に関する小委員会（以下、「経済産業省」）が作成した「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について(案)」に関し、ここに意見を提出させていただきます。</p> <p>ACCJは、現在経済産業省が検討中の不正競争防止法（平成5年法第43号）（以下「不正競争防止法」）の改正に賛意を表します。ITネットワークにより情報の入手・移転が容易となった今日のような状況において実効性ある営業秘密の保護が重要であるという経済産業省の考えは正しいと思います。ITネットワークが普及し、データの複製・移転が容易になったことにより、営業秘密の侵害行為の発見は一層困難となっています。このような困難さが、残念なことに、不満を持った従業員やプロの犯罪組織が経済スパイ活動を通じて企業の弱みにつけこむことを助長する可能性もあります。</p> <p>また、経済産業省は、不正競争防止法が提供する営業秘密保護の水準が相対的に低いことから、日本で事業活動を営んでいる、または製品をグローバル市場で販売するために日本で研究開発活動を行っている日本企業および外国企業が不利益を被っていると率直な判断を示しており、この点も正しいと考えます。その結果、日本企業のグローバル市場における競争力は、米国、EU等の海外の競合先に比べ、営業秘密の保護水準が相対的に低いことによる悪影響を受けています。また、日本では注目を集めるような刑事訴追事件が発生しておらず、個人による営業秘密侵害行為に対する刑事訴追が減多に行なわれないことから、プロの犯罪組織が日本企業をターゲットにするようになっているとの見方もあります。このような理由から、経済産業省が検討中の改正案は、不正競争防止</p>

法を著しく強化し、改善するものであるとACCJは考えます。例を挙げると、営業秘密の侵害行為を行なった者が、第三者の利益のために営業秘密保有者との不正の競争を目的としていたか、または単に営業秘密を一般公開することで保有者に損害を与えることを目的としていたかにかかわらず、その者を刑事罰の対象とするという経済産業省の提案を支持します。

ACCJは、経済産業省の提案事項に加え、以下に掲げる点も検討していただければと思います。

1. 営業秘密侵害行為の未遂も刑事罰の対象とすること

現行の不正競争防止法は、営業秘密侵害行為の未遂については刑事罰の対象としていません。ACCJは、不正競争防止法を改正し、一定の状況における営業秘密侵害行為の未遂についても刑事罰の対象とすることを提案します。例えば、ある者が営業秘密を侵害する十分な意図を持ち、侵害実行のための具体的かつ有意の措置を講じた場合、営業秘密の侵害行為の未遂を刑事訴追の対象とすることは適切であると思われます。仮に営業秘密保有者が適時に講じた防御策によって犯人が犯罪を完結することができなくとも、犯人は訴追を免れるべきではありません。その理由は、犯人が次回侵害を実行すると決定した時に営業秘密保有者が、同じ様に運に恵まれるとは限らないからです。また、経済産業省が不正競争防止法改正案で述べているとおり、営業秘密が窃取または一般に公開されてしまうと、当該営業秘密の原状回復をはかる手段はありません。このような観点から、侵害が発生する前の段階で営業秘密侵害行為の企てを防止し、訴追の対象とすることは、営業秘密保有者を保護する最善の方法です。

2. 営業秘密侵害の共謀も訴追の対象とすること

不正競争防止法では、営業秘密侵害の共謀については刑事罰の対象としていません。ACCJは、個人による侵害行為の未遂と同様に、集団が共謀する営業秘密の侵害行為についても同法の刑事罰の対象とすることを要求します。営業秘密侵害行為の共謀はたとえ失敗に終わっても、日本企業にとっては、侵害行為があった場合と同程度に脅威となります。ある時点で共謀が失敗したからといって、その集団が別の機会にまたは他の企業を対象に侵害行為を行なわないとは限りません。米国における米国企業の経験によれば、プロの犯罪組織は、調査員または技術者として共犯者を対象企業に送りこみ、内部から大規模な営業秘密の侵害行為を補助させようとしています。日本では注目を集めるような刑事訴追事件は起きていませんが、日本企業の経験と米国企業の経験は異なるのでしょうか。この犯罪組織は日本で活動していないのでしょうか、それとも発見や訴追を免れているだけなのでしょうか。

上述の理由から、侵害行為未遂の場合と同様に、不正競争防止法に基づく刑事訴訟となった場合、特定されたまたは特定可能な営業秘密保有者の集団が保有する営業秘密に対する侵害行為の計画（たとえば、ナノ・テクノロジーまたはIPS幹細胞研究機関を狙う計画）について被告らの間には具体的な同意があったはずですし、また、陰謀に加担した一名または複数の者は犯罪実行のために具体的かつ有意の措置を講じていたはずです。未遂の場合と同様に、営業秘密の侵害行為を計画していた者を阻止し訴追することが、営業秘密の保有者を保護する最も確実な方法です。

3. 営業秘密の存在証明を要件とすべきではないこと

ACCJは、営業秘密の侵害行為、またはその未遂もしくは共謀の場合、かかる未遂または共謀を行なった者は、当の営業秘密が営業秘密としてほとんどあるいはまったく財産的価値がなかったことが後に判明したとしてもそれに関わらず刑事訴追の対象とすることを提案します。営業秘密の侵害ならびにその未遂および共謀は、重大な経済犯罪です。このような行為に従事する者が、侵害行為の未遂または共謀の対象としていた営業秘密に財産的価値もしくは有用性がなかったと主張することによって、訴追を免れうるようなことがあってはなりません。訴追の目的上、個人または集団による営業秘密の侵害行為の未遂または共謀の場合、その営業秘密には十分な商業的価値を有していると考えるのが正当です。

また、実施官庁は、侵害の対象となった営業秘密が、刑事訴追を担保しうる十分な財産的価値を有していることを証明するなどといった困難な任務を負うべきではありません。営業秘密が財産的価値を有することの証拠を、実施官庁が常に入手できるとは限りません。その理由は、当該の営業秘密の価値を測定するための比較情報（製造方法または工程等）もまた営業秘密として保有されており、実施官庁が訴追で使用する目的のためには入手することができないからです。営業秘密が、侵害行為の未遂または共謀の前に犯罪者が考えていたとおりの財産的価値を実際に有しているかどうかは、この種の経済スパイ犯罪の防止政策にとっては関係ありません。したがって、営業秘密の侵害行為またはその未遂もしくは共謀を訴追するという目的においては、当該営業秘密はその保有者にとって財産的価値があるとの前提に立つべきです。

4. 裁判手続における営業秘密の保護

最後になりますが、営業秘密の保護に対する大きな制約として、営業秘密の内容を裁判所における審理の過程で公にする必要がある問題が挙げられます。こうした要件により、多くの企業が、法に基づき営業秘密の保護を求める権利を行使しないこととなるでしょう。我々は、公開を禁じた非公開聴聞や非公開手続などの検討を含め、司法手続において営業秘密を保護する手段に関して議論が継続されることを望みます。

以 上